

令和3年3月定例教育委員会

- 開催日時 令和3年3月24日（水） 15時30分～16時41分
- 開催場所 教育委員室（県庁22階）
- 出席委員等

教育長	小泉 元伸
教育長職務代理者	中田 俊之
委員	川上 美智子
委員	内藤 學
委員	市原 健一
委員	庄司 一子
委員	中庭 陽子

※ 事務局出席者については、別紙のとおり

○ 議 案

1 報 告

- | | | | |
|-----|---|-----------------------------|-----------|
| 公 開 | 1 | 令和4年度採用茨城県公立学校教員選考試験について | （高・義・特・保） |
| 公 開 | 2 | 県立高校入学者選抜学力検査の採点ミスに係る対応について | （高校教育課） |

2 議 案

- | | | | |
|-----|----------|-------------------------------------|---------------------|
| 公 開 | 第 45 号議案 | 次期茨城県教育振興基本計画について | （総務課） |
| 公 開 | 第 46 号議案 | 茨城県教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について | （総務課） |
| 公 開 | 第 47 号議案 | 茨城県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について | （総務課） |
| 公 開 | 第 48 号議案 | 茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する訓令について | （総務課） |
| 公 開 | 第 49 号議案 | 茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令について | （総務課） |
| 公 開 | 第 50 号議案 | 茨城県教育庁文書管理規定の一部を改正する訓令について | （総務課） |
| 公 開 | 第 51 号議案 | 茨城県教育庁文書等整理保存規程の一部を改正する訓令について | （総務課） |
| 公 開 | 第 52 号議案 | 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について | （高校教育改革・中高一貫校開設チーム） |
| 非公開 | 第 55 号議案 | 令和3年度茨城県市町村立学校校長の人事について | （義務教育課） |
| 非公開 | 第 56 号議案 | 令和3年度茨城県立中学校、高等学校及び中等教育学校校長等の人事について | （高校教育課） |
| 非公開 | 第 57 号議案 | 令和3年度茨城県立特別支援学校校長の人事について | （特別支援教育課） |
| 非公開 | 第 58 号議案 | 令和3年度教育庁等部課長級職員の人事について | （総務課） |
| 非公開 | 第 53 号議案 | 教職員の人事について | （義務教育課） |

※ 非公開の議案等については，会議録は公開されません。

○ 会議録

1 開 会

教育長から開会の宣言提案があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

2 議 事

【公 開】

報告 1 令和4年度採用茨城県公立学校教員選考試験について

(高校教育課長) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

(市原委員) 資料番号①7の変更点の中で、「いばらき輝く教師塾」という項目があるんですけれども、これは何ですか。

(高校教育課長) 教師の卵を養成するということで、教育研修センターを中心に大学生を集めまして、それを受講して修了証を発行した生徒に対して、一定の枠といいますか、人数を設けて、この教師塾修了生として採用しようというものです。ただしそれをもって優遇するということはありません。

(市原委員) 今伺って、非常にいいことだとは思いますが、ただ、優遇することではないというお話だったんですけれども、ちょっと聞くと何か優遇されているんじゃないかなと錯覚してしまうんです。やっぱりどうしてもこういう特別なものが、受けるか受けないかで優遇はされないと言いながらも、こういう風に出てくると何らかの影響があるのかなという錯覚をしてしまうので、誤解のないようにした方がいいのかなという気がしたんです。

(学校教育部長) 考え方としては、志願していただく方達が多く見込めない時代ですので、志願していただく方達の資質・能力を志願していただく時点で高めておこうという発想での教師塾なんです。大学3年生、4年生であったり、現場で仕事をしている人達も含めて、教師塾ということで教育研修センターに来ていただいて、産業界の講師の方であったりとか、あるいはグループワークなどを取り入れた様々な研修を行いまして、その方達の資質を高めて志願していただくというものですから、ここで特別選考をやることで沢山の方に教師塾に入っていただくという目的もあります。

(市原委員) やった中で修了証を出すわけですよね。この人はやった、この人は受けてない。それは任意なわけですよね。それがさっき言ったように優遇はしませんよと言いながらも、そういうものが出てくるということは、優遇はしないと言いながらも、なんでこういうところに研修を受けたか、受けなかったかというものが出てくるのかなという単純な疑問があるんですけれどもね。優遇はしないと言いながらも、どこかで何か違いが出てくるのではないかと、そういうことがあるので受けるんだったら受けてもらって構わないと思いますが、修了証を出すというのは、何か違和感があるような気がするんです。私がそう思っているだけなのかもしれませんけれどもね。別にそれは受ける人達の義務ではないわけですよね。あくまでも任意ですよね。資質を高めることはいいことだとは思いますが、ただ、そういう疑問をもったものですから。

(高校教育課長) この特別選考の枠で判定をしましょうということに過ぎないということでは言い方が変ですが、一般の受験者と能力的には基本的に変わらない人材だと思われましますが、基本的にはこの修了証をもった人たちの中から優先的にというようなニュアンスがございします。

(市原委員) あまりそのような印象を与えないように、やられた方がいいと思うんですけれどもね。

(川上委員) 第1次試験は6月の下旬ということで他県と重ならないで実施するということですが、第2次試験は他県とぶつけた形でやるのですか。

(高校教育課長) 第2次試験については、基本的に周りの県と同日で重なっております。ただ3日間やらなければならないとなっていますので、そこのずれは多少ございますけれども、時期は他県と同じです。

- (中 田 委 員) これだけ色々と事件が起こっているの、性格診断みたいなものをテストに入れたりとか、それで合否を決めるのはなかなか難しいとは思いますが、私の経営している会社でやっていますけれど、何か起こって遡った時に、なるほどということがやっぱり出てくるんですね。来年度はなかなか難しいかもしれませんが、検討していただけたらと思うのですが、どんな性格診断があるかは分からないですけれども、何か事故の防止につながるものがあれば調べていただきたいと思います。
- (高 校 教 育 課 長) 適性診断ということではないのですけれども、今の問題となっております過去の処分歴のある方につきましては、処分歴があるかないかの、ないということを自分で証明するような欄を設けております。
- (中 田 委 員) 適性も含めた性格診断を前向きに検討していただければと思います。
- (内 藤 委 員) 以前、やっていませんでしたか。
- (学 校 教 育 部 長) 以前はやっておりました。今は止めております。
- (内 藤 委 員) 何で止めたのですか。
- (学 校 教 育 部 長) 先程中田委員からございましたけれども、その結果をもって合否はできないことであるので、適性検査の必要性のところも含めて検討した中で、結論として取り止めたというところでございます。
- (内 藤 委 員) 検査は今、相当進化しているので、私の経営している会社もやってるんですよ。傾向値ですよ。ちょっとこういった傾向がありますよというもので、参考にはなると思いますよ。
- (高 校 教 育 課 長) 検討させていただきます。
- (中 田 委 員) 特に体罰とかをした時に感情の起伏が、どうなんだということが遡れると思うんです。ご検討してみてください。
- (高 校 教 育 課 長) はい。検討させていただきます。

報告 2 県立高校入学者選抜検査の採点ミスについて

- (学 校 教 育 部 長) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

- (市 原 委 員) 点検して受かった人がいる反面ですね。逆のケースを調べることはなかったんですか。
- (学 校 教 育 部 長) 誤りのあった採点の 408 件の中で、(合格ラインを)下回るということはないです。
- (市 原 委 員) 点数が下がった人はいなかったんですか。
- (学 校 教 育 部 長) 下がっても逆転する人はいなかったということです。
- (市 原 委 員) 正解しているという評価だったんだけど、実際調べたら正解していなくて、点数が下がった人がいるわけでしょう。ただ合否に影響があった人はいなかったということですか。
- (学 校 教 育 部 長) 合否には影響なかったということです。
- (市 原 委 員) 2度と起こさないということが、さっき話にありましたが、現実問題無理だと思うんです。採点ミスというのは、例年、毎年全くないんですか。
- (高 校 教 育 課) 過去に開示請求された中ではないです。
- (市 原 委 員) 開示請求がなかったからといって、無かったとは言えないと思うんです。今回はこういうことがあって開示請求があったら、たまたまあったということで、通常で考えると大々的に調べたらこんなにいっぱいあったということだと思うんですよ。採点は人がやっているわけでしょう。人間がやる以上、たくさんのことをやる時に、これはヒヤリハットと同じでね、必ず間違えるということを前提に改善策をとらないと、これをゼロにするということは、私は人間がやる以上はできないんじゃないかなということ、今後の再発防止に関して、これだけ AI が進んでいる状況なので、人がやらなくても済む作業は人がやらないとか、新しい技術を少しでも活かすような方法がとれないかということも考えるべきじゃないかと思います。報告2の資料②の〈別紙4〉のネットニュースの書き込みの中に「3回チェックも4回チェックも同じだ」という風を書いてあるんですよ。真に私も同じ意見だと思うんです。だからチェックの回数をたくさん増やしたからって、ゼロにはできないと思うんです。この辺はやはり絶対起こり得ることを前提に考えていったほうがいいのかと思います。

- (学校教育部長) 他県でもこういった採点ミスというのがあって、いろいろ対応策を講じている中ですが、例えばですが、今茨城県では1つの答案用紙を複数でチェックするという方法をやっていますけれども、2系統を作って、つまり、コピーを1つ作って、それを別なものが採点をして突合せをする方法をしたり、あるいは採点を点検する点検者は、他校の教諭が行うというといったシステムを取ったりとか、あるいは先程 AI のお話もございましたけれども、マークシート方式に変えるといったような様々な対応を取っています。それも第3者を入れた検討の中で対応策は考えていきたいと考えています。
- (市 原 委 員) 技術的には色々あると思うのですが、やっぱり人間がやる以上はゼロにすることはできないということを前提に、今後は考えていかれたらいいと思います。
- (川 上 委 員) 教員の気の緩みが原因と思うという書き込みが1つありますけれども、それよりは採点要領ですね。ここところがやっぱりミスを起こしやすい形になっていたんじゃないかと思うんです。通常だったらあり得ない採点ミスの数なんです。先程コピーというのがありましたけれども、特に採点の1の所ですね。資料②の〈別紙3〉の1、採点のところで、語句等にかからないようにとありますが、そうするとよく見えなくなってしまうんですね。だからコピーの方にちゃんと丸を付けて、後で見直しが利くように、コピーではきちんと語句のところに丸等を付けていった方が間違いはないと思います。このところを聞いた時に「えっ」と思いましたから、ですから採点の要領ですね。そこをもう一度見直ししていただきたいなと思いました。
- (学校教育部長) はい。
- (内 藤 委 員) たまたま国語が多いですよ。数字だったら比較的間違いはないのかなと、国語は読み込んだりするので、この 408 件の教科ごとの結果は分かりますか。
- (学校教育部長) はい。1番多いのは国語、それから社会科でした。ただ他の3教科も誤りがございまして、5教科全てで誤りがございました。
- (内 藤 委 員) ダブルチェックって絶対ダメなんですよ。お互い依存するので、シングルチェックで間違えない方法がベストって言われているんですね。ちょっと色々検討した方がいいと思います。やっぱり人間がやることなので、絶対ミスは起こらないとは言えないと思います。
- (中 庭 委 員) 私もかつては採点業務に携わっていた立場ですので、リアルな場面が頭の中に思い浮かべることができるんですね。そういう中でこれから第3者委員会で原因が色々調査されると思うのですが、私の体験から考えることは、とにかく多くの答案を1日で終わらせなければならないという意識が教員にはすごく強いんですね。とにかく決まった時間の中で、この答案をいかに早く処理できるか、結構そこが、非常に意識がどうしてもいつてしまうんです。そんなものですから分担して採点はするんですが、この問題は誰々さん、この問題は誰々さんとやるんですが、丁寧にやっているとつかえてしまうんですね、流れが、すごく圧迫されながらやっているようなところも実はありますので、やっぱり時間的余裕というのも無い中での採点業務というのは、非常に厳しいものはあるなというのは、私自身感じてました。今回、日にちが経って、後で点検したらこんなに出てきたということは、きっと採点の時にはみんな夢中でやっているし、頭は疲れているし、集中力もきつと切れていると思うんですね。そういう中で点検して見つからなかったことなんですから、日にちを置いてまた見直したら、実はこうだったということがあるので、もしかすると時間をおいて点検するとか、何かそういう日程的なところとか、あとは採点の場所ですね。非常に物音がするんです。1つの大きな部屋に5教科ごとに大きなテーブルに採点の場があるんですね。5教科の先生がそこにかたまわるわけです。国語の先生はこのテーブル、数学の先生はこちらのテーブルってやるんですが、色んな話が飛び交うわけです。「あっ、ここ何点にした。」とかね。「このこれどうかなあ、何点減点したらいいかな。」とか、色んな疑問が湧いた時に、色んな教科で話し合うわけですね。それが結構ガヤガヤ、ガヤガヤしているような状況での採点なんです。だから足し算なんかをしていても、気を取られると、あれってということもあるような状況なんです。
- (市 原 委 員) これはやったことのない人でないと、分からないことですね。
- (内 藤 委 員) どこの学校もそうなんですか。
- (中 庭 委 員) そうです。大きな部屋というのは、不正が行われないように管理職が監視をするわけです。管理職の目が行き届くところで採点が行われるんですね。不正がないように。ですから本当に教員が緊張感や集中力をもってやらなくてはいけないというのは、大前提なんですけれども、各学校がそういった環境もこれから工夫して行わないと、やっぱり同じようなことが続いてしまうかなと思います。
- (市 原 委 員) それは昔からそういう環境の中でやっているのですか。
- (中 庭 委 員) そうなんです。昔からです。

- (中 田 委 員) 部分点というのはあるのですか。
- (中 庭 委 員) あります。
- (中 田 委 員) それって、非常に2点とかで合否が変わるということは、部分点って非常にあやふやですよ。
- (中 庭 委 員) 赤とか、青の鉛筆を使って採点するんですが、これがまた1枚の答案にいろんな色が出てきて、点数もその採点者がどこに書くかが結構バラバラなんです。余白には書いてあるのですけれども、だから非常に答案1枚見ると、本当にどこに目を付けていいかわからないような面も実はあるので、色んなところで改良すべき時がきたのかなという気がいたします。おそらく第3者委員会の方々も色々と検討されると思うのですけれども、学校現場の教員の話が聞かれると、私は管理職よりもいいのではないかなと思います。採点をしている人達のやりづらさとか、困ったこととかをですね。
- (市 原 委 員) 今のお話を聞くとミスが起こらない方が不思議ぐらいですね。
- (中 庭 委 員) ちょっと厳しい環境だったなと自分でも思います。
- (川 上 委 員) 大学なんかは1教科ごとに全部部屋を変えて、1つの科目に関して複数の先生達を入れて、ひと部屋で各教科やっていますね。だから、その中でどうしても相談というのもあるんですよ。ここをどうしようっていうのをね。今特に記述式になると、そういうことが起きますから、やっぱり教科ごとにクラスを変えていくなとか、まず環境を整えることが大事なかなと思います。
- (庄 司 委 員) 先程も採点要領でお話が出てきていましたけれども、第1点検と第2点検、最初に青でと点検するとありますが、2番目に付ける人は最初に付けた人の影響を受けると思っていますね。だからやっぱり独立にならないといけないと思いました。
- (内 藤 委 員) 第3者委員会ってどうやってやるのですか。
- (学 校 教 育 部 長) 例えば大学入試等に携わっている大学の先生であるとか、あるいは弁護士の方であったり、公認会計士の方だったり、あとは産業界の方であったりというところの方達を考えております。5名ないし6名の方達に入っていただいと、今は考えています。
- (内 藤 委 員) しっかりやってください。
- (中 田 委 員) 先程言いかけたのですけれども、部分点というものが、例えば配点が5点のものを、3点にする人と2点にする人とが出て、そのグレーゾーンがあったりすると2点とかでも合否が変わってしまう世界ですよ。そこら辺はどうなっているのでしょうか。
- (学 校 教 育 部 長) 部分点を与えていいかどうかの大きな基準は県で示しますけれども、各学校の生徒の状況であったり、それから解答の状況などを見て、各学校がその基準を設けて、この場合は5点のところを3点にする、2点にするということを決めて、その学校の生徒の中で不公平のないような、そういった採点をとってもらっています。
- (中 田 委 員) それは国語だったら国語の先生同士で話し合って、そこには差がないようになっていくということですね。
- (学 校 教 育 部 長) はい。

第 45 号議案 次期茨城県教育振興基本計画について

(教 育 企 画 監) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

(各 委 員) 特になし

※ 第 45 号議案については、原案のとおり可決されました。

第 46 号議案 茨城県教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について

第 47 号議案 茨城県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

第 48 号議案 茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する訓令について

- 第 49 号議案 茨城県教育庁事務代決規程の一部を改正する訓令について
- 第 50 号議案 茨城県教育庁文書管理規定の一部を改正する訓令について
- 第 51 号議案 茨城県教育庁文書等整理保存規程の一部を改正する訓令について

(総務課長) 資料に基づき説明

【主な質疑・意見等】

(各委員) 特になし

※ 第 46 号議案から第 51 号議案については、原案のとおり可決されました。

- 第 52 号議案 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

(高校教育改革・ 資料に基づき説明

中高一貫校開設チ

ーム)

【主な質疑・意見等】

(各委員) 特になし

※ 第 52 号議案については、原案のとおり可決されました。

【非公開】

- 第 53 号議案 教職員の人事について

※ 第 53 号議案については、原案のとおり可決されました。

- 第 54 号議案 教職員の人事について

※ 第 54 号議案については、原案のとおり可決されました。

- 第 55 号議案 令和 3 年度茨城県市町村立学校校長の人事について

※ 第 55 号議案については、原案のとおり可決されました。

第 56 号議案 令和 3 年度茨城県立中学校、高等学校及び中等教育学校校長等の人事について

※ 第 56 号議案については、原案のとおり可決されました。

第 57 号議案 令和 3 年度茨城県立特別支援学校校長の人事について

※ 第 57 号議案については、原案のとおり可決されました。

第 58 号議案 令和 3 年度教育庁等部課長級職員の人事について

※ 第 58 号議案については、原案のとおり可決されました。

3 閉 会

教育長から閉会の宣言がなされました。

(別紙)

令和3年3月定例教育委員会 事務局職員出欠表

令和3年3月24日(水)

職 名	氏 名	出欠	代理者職氏名
総務企画部長	入 野 浩 美	○	
学校教育部長	森 作 宜 民	○	
総務課長	海老根 光 浩	○	
教育企画監	木 内 規 雄	○	
財務課長	糸 賀 正 美	×	
生涯学習課長	小田部 修 一	×	
福利厚生課長	田 崎 俊 一	×	
文化課長	市 村 志 保	×	
高校教育改革・中高一貫校開設 チームリーダー	柳 橋 常 喜	○	
義務教育課長	栗 山 賢 司	○	
高校教育課長	秋 本 光 徳	○	
特別支援教育課長	内 桶 博 仁	×	
保健体育課長	秋 山 克 巳	×	